資料５

被災宅地危険度判定について

≪被災宅地危険度判定とは≫

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

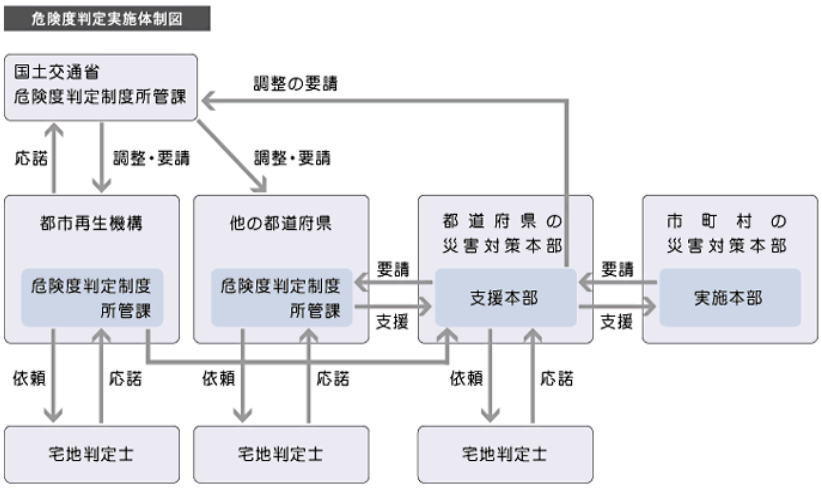

≪判定の概要≫

宅地判定士を含む 2～3 人が 1 組になって、調査票等の定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。

その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。

（1）被害状況確認（擁壁）

全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。

（2）被害状況確認（宅盤）

宅地に亀裂がないか等調査し、宅地全体の被害状況を把握していきます。

（3）被害状況の詳細調査

各被害状況の詳細（亀裂の幅、傾き状況等）を調査し、被害程度に応じて点数をつけていき、各宅地の被害程度を点数化していきます。

（4）調査結果の掲示

各宅地の被害点数に応じて、宅地所有、近隣の住民が余震により二次災害にあわないよう、宅地の状況を周知するため、結果票を目立つ箇所に掲示します。

≪判定結果の表示≫

被災宅地危険度判定の結果は、下記の 3 種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。なお、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています

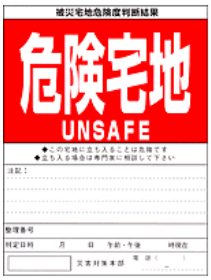

※被災宅地危険度判定協議会ホームページより抜粋